

# 指定都市移行に伴う権限移譲について

令和3年(2021年)12月16日  
熊本市 政策企画課



# 指定都市制度の概要と事務権限

- 政令指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。
- 政令指定都市は、都道府県の区域に包括される普通地方公共団体たる市であるが、現行制度上その組織、権能等について一般の市とは異なる取扱いをされている。

指定都市移行による  
事務権限の移譲（一例）

## 指定都市・中核市・施行時特例市の主な事務指定

指定都市	<p><b>○都市計画等に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>・土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul> <p><b>○環境保全に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<p><b>○都市計画等に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の条例による設置制限</li> </ul> <p><b>○環境保全に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>・ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul> <p><b>○福祉に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の設置の認可・監督</li> <li>・特別養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>・介護サービス事業者の指定</li> </ul>	<p><b>○都市計画等に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域区分に関する都市計画決定</li> <li>・指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>・指定区間の一級河川（一部）、二級河川（一部）の管理</li> </ul> <p><b>○福祉に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の設置</li> </ul> <p><b>○教育に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>
中核市	<p><b>○その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法に基づく勧告、定期検査</li> </ul>	<p><b>○教育に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担教職員の研修</li> </ul> <p><b>○保健衛生に関する事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の設置</li> <li>・飲食店営業等の許可</li> <li>・旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>	
施行時特例市			
一般市			

※指定都市の区域においても  
都道府県が処理する主な事務

**○社会基盤に関する事務**

- ・指定区間の一級河川（一部を除く）、二級河川（一部を除く）の管理

**○教育に関する事務**

- ・学級編成、教職員定数の決定

**○治安・安全に関する事務**

- ・警察（犯罪捜査、運転免許等）

都道府県の事務

※総務省HP資料より

# 指定都市に伴い移譲された事務権限

○ 熊本市の政令指定都市移行に伴い、法令に基づき移譲される事務権限や国の要綱・通知等に基づき県から市へ移譲される事務権限など、317事務(1,592項)の事務権限が県から市に移譲された。

## 【移譲された主な事務の例】

移譲区分	内 容
法令必須	<p>法令上、政令指定都市が行うこととされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員災害補償基金に関する事務(総務)</li> <li>○ 精神保健福祉センターの設置に関する事務(健康福祉)</li> <li>○ 発達障害者支援に関する事務(健康福祉)</li> <li>○ 特定周辺整備地区の指定等に関する事務(環境生活)</li> <li>○ 大規模小売店舗立地に関する事務(商工観光労働)</li> <li>○ 卸売市場に関する事務(農林水産)</li> <li>○ 道路(国・県道)の路線認定、新築・改築、維持・管理等に関する事務(土木)</li> <li>○ 公共土木施設(河川、砂防整備、道路、下水道、公園)災害復旧に関する事務(土木)</li> <li>○ 県費負担教職員の任免及び給与の決定に関する事務(教育)</li> <li>○ 文化財保護法に規定する届出の受理等に関する事務(教育)</li> </ul>
法令任意	<p>法令上、政令指定都市が行うことができるとされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方精神保健福祉審議会の設置(健康福祉)</li> <li>○ 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置に関する事務(健康福祉)</li> <li>○ 中心市街地活性化に関する事務(商工観光労働)</li> <li>○ 一級河川(指定区間内)及び二級河川の管理等に関する事務(土木)</li> </ul>
要綱・通知等	<p>国の要綱・通知等で政令指定都市が行うこと、もしくは行うことができるとされている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模土地取引に係る事前指導に関する事務(地域振興)</li> <li>○ 療育手帳の交付に関する事務(健康福祉)</li> <li>○ 精神保健医療費の支給認定等に関する事務(健康福祉)</li> <li>○ 連続立体交差に関する事務(土木)</li> </ul>
事務処理特例条例等	<p>法令、条例等により県が実施することとされている事務で、政令指定都市が実施することが可能と考えられる事務(市への移譲の際は「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」で規定される必要があるもの)、法令で実施主体についての明確な区分がないもの等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定非営利活動法人の設立及び定款変更の認証に関する事務(総務)</li> <li>○ 特別児童扶養手当の認定、支給等に関する事務(健康福祉)</li> <li>○ 旅券(パスポート)の申請受付・交付等に関する事務(商工観光労働)</li> <li>○ 農地転用の許可等に関する事務(農林水産)</li> <li>○ 都市公園の管理、改築、修繕等に関する事務(土木)</li> </ul>

※ 第1回政令指定都市移行県市連絡会議会議資料 より抜粋

# 事務権限移譲の効果

熊本県の事務・権限が熊本市に移譲されることにより、住民に最も身近な行政主体である熊本市が、地域における行政の自主的かつ総合的な事務・事業実施の役割を担えるようになる。

## 権限移譲前の課題(例)

- 熊本市に十分な権限がなく、総合的な事業決定ができない
- 県との協議に時間を要し、迅速な対応ができない
- 類似の事務・権限が県と市で別々になっている

## 権限移譲による効果(例)

- 熊本市の自主的な判断により、総合的な事業決定が可能となる
- 県との協議が省略されることにより、迅速な対応が可能となる
- 類似事務・権限の一元化により、申請窓口の一元化が可能となる

# 移譲を受けた事務権限の例① ～土木・都市計画関係～

- 区域区分や一定規模以上の都市施設の都市計画決定が市に移譲された。
- 市域の補助国道・県道の管理権限(新設・改築・維持・修繕等)が市に移譲された。

移行前

## 【当時の状況】

- 都市計画の区域区分(市街化区域と市街化調整区域の線引き)や、一定規模以上の都市施設(国道や公園など)については、県が都市計画を決定。
- 市内であっても県が補助国道(3号・57号・208号を除く国道)・県道の管理を実施。

指定都市移行による  
事務権限の移譲

現状

## 【指定都市移行後】

- 区域区分や都市施設について、規模に関わらず市が都市計画決定を行えるようになり、熊本都市計画区域(熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町)における県の区域マスタープランと整合を図った上で、市による主体的な都市計画の決定が可能となった。
- 市で補助国道・県道の管理を行うことが可能となった。

## 課題

- 主体的なまちづくりを進める上で必要となる十分な都市計画決定権限が無い。
- 市道と県道との交差点改良など県管理道路が関連する工事には県との調整が必要であり、市の意思が十分に反映されず、また調整にも時間を要する。

## 成果

- 市の目指す都市の将来像を見据えた主体的な都市計画決定が可能になった。
- 窓口や事務の一元化により事務処理効率が向上した。

### ■ 主な都市計画決定の状況

- ・平成24年12月 熊本西環状線の変更
- ・平成27年4月 区域区分の変更
- ・平成28年11月 北熊本スマートICの決定
- ・平成29年11月 上熊本弓削線の変更(浄行寺交差点～子飼交差点)
- ・令和3年11月 都市計画道路の見直し

### ■ 市管理となった市域内の国道・県道

- 国道:国道266号,501号など5路線
- 県道:砂原四方寄線【熊本西環状道路】、天明川尻線など50路線

# 移譲を受けた事務権限の例② ～保健・福祉関係～

- 精神保健福祉センター及び身体・知的障害者更生相談所が指定都市移行時に設置された。
- 障害者手帳等の交付権限(申請から交付・支給まで)について市に移譲された。

移行前

- 県の施設でこころの悩みなどの専門的な相談や支援等を実施。
- 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳や補装具・自立支援医療等は、市が申請を受け付けるが、判定・決定は県が実施。

指定都市移行による  
事務権限の移譲

## 課題

- 市に相談があっても、専門的な内容については県の相談所を案内。
- 申請・相談は市、判定・決定は県が行っていたことから、当事者の情報共有において課題があった。

現状

- 熊本市の施設として、こころの健康センター、障がい者福祉相談所を設置(H24)。

(移行前の相談窓口) (H24.4～)  
熊本県精神保健福祉センター ⇒ こころの健康センター  
(ウェルパルクまもと内)  
熊本県福祉総合相談所 ⇒ 障がい者福祉相談所  
(あいばるくまもと内)

- 5区に設置された区役所及び総合出張所において障害者手帳(身障・療育・精神)や補装具等の申請受付交付が可能となった。

## 成果

- こころの悩みなどの専門的な相談を市の施設で行うことが可能となり、市民サービスが向上した。
- 療育・精神手帳、補装具等について、申請から交付・支給まで一貫して市で行うことが可能となり、円滑な支援及び相談対応が可能となった。
- 身近な区役所及び総合出張所で申請交付が可能になり、市民の利便性が向上した。

# 移譲を受けた事務権限の例③ ～教育関係～

○H24の指定都市移行時に、県が実施していた小中学校教職員の任免権限が移譲された。  
 (H29の権限移譲において、小中学校教職員の給与の負担、教員定数の決定、学級編制基準の決定について市で実施することとなった。)

移行前

## 【当時の状況】

- 市内の公立学校の教職員採用や管理職の昇任も県が実施。人事異動は県が調整。
- 給与の負担、教職員定数、学級編制基準も県が決定。

指定都市移行による事務権限の移譲

現状

## 【移行後の状況】

- H25から本市が単独で教員選考試験を実施。求める教職員像を定め、受験年齢要件の撤廃等の見直しを行った。
- 人事異動については、市域内の異動となり、市が5区を単位として配置換えを行っている。

※ H29の権限移譲により、教職員の人件費を本市で負担することとなり、任命権者と給与負担者が異なる状態が解消し、教員の採用人数決定に当たり県市協議が不要となった。

## 課題

- 本市の教育理念に合致した人材を独自に採用することができない。  
 (○県が給与の予算措置を行っているため、教職員採用人数決定に県との協議が必要であった。)

## 成果

- 教員の採用人数を独自に決定できることから、35人学級拡充に向けた教員の増員や、現在定数の1割を占める臨時的任用の解消など、課題への対応が可能となった。
- 全国的に教員の受験者が減少する中、本市は一定の水準を維持している  
 (指定都市移行後、R3.4月まで累計1,173人を採用)

		令和2年度選考(令和3年度採用)			平成24年度選考(平成25年度採用)		
		受験者数	採用者	採用倍率	受験者数	採用者	採用倍率
熊本県	小学校	312人	178人	1.8	604人	130人	4.6
	中学校	291人	68人	4.3	535人	71人	7.5
熊本市	小学校	307人	119人	2.6	308人	27人	11.4
	中学校	271人	54人	5.0	257人	27人	9.5

※ 全国的にはH24年度からR1までの間において、小学校の受験者は約2割、中学校の受験者は約3割減少している。